

# かみさか たつあき

公明党さいたま市議会議員(緑区) 市政レポート Vol.74



## 高齢者おでかけ支援 特別委員会設置へ！

### 『超高齢社会に向けた公共交通の在り方検討特別委員会』

これまで私は、本市における「高齢者の移動・おでかけ支援制度」の導入を目指し取り組みを進めてまいりました。昨年9月には、市に対して部局を横断した検討委員会の設置を求め、11月には市内に「地域公共交通在り方検討委員会」が設置されました。

6月議会では、市の検討委員会の受け皿となる特別委員会の設置を提案し、「超高齢社会に向けた公共交通の在り方検討特別委員会」を発足させることができました。今後、市と議会が一体となって、高齢者のおでかけ支援に関する議論を更に深めていくこととなります。

私は、既存のバス路線や乗合タクシー、コミュニティバス等を効率的に組み合わせることで、少額で利用できるおでかけ支援制度を実現してまいりたいと考えています。いくつになってもおでかけやお買い物に困らないまちづくりを進めてまいります。



## 「ネットや SNS による誹謗中傷」対策を！

### 『ネット上の誹謗中傷等に関する条例検討プロジェクト会議』

ネットや SNS による誹謗中傷は、他の人を攻撃したり傷つけたりする行為です。これは深刻な問題であり、被害者にとっては心理的な苦痛や社会的な影響を与える可能性があります。

そのような現状を踏まえて、市議会として SNS による誹謗中傷に対処するために政策条例検討プロジェクトチームの設置を提案し発足させることができました。市における関係事業の後押しとなる条例制定に向けた取り組みを開始してまいります。



今後は、プロジェクトチームの会長として、有識者からのヒアリングや先進事例の調査等を通じて、議員間による討議を深めるとともに、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指し条例制定に向けて調査研究を進めてまいります。



# かみさかたつあき 暮らしのお役立ち情報

## 越境した竹木に関するルールが改正されました！

これまでは、隣の土地から境界を越えて木の枝が伸びてきた場合、自分で切り取ることはできませんでした。

しかし、2023年4月1日の民法改正により、越境された土地の所有者は、次のいずれかの場合には、枝を自ら切り取ることができるようになりました(改正後民法 233条 3項 1号～3号)

- ① 竹木の所有者に越境した枝を削除するよう催告したが、竹木の所有者が相当の期間内に削除しないとき  
※「相当の期間」とは、枝を削除するために必要な時間的猶予を与える趣旨であり、事案により異なりますが、基本的には2週間程度と考えられます。
- ② 竹木の所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき
- ③ 急迫の事情があるとき



### かかった費用は請求していいの？

越境した枝の切取り費用は、木の所有者が本来負っている枝の切除義務を免れることを踏まえ、基本的には、木の所有者に請求できると考えられます(民法第703条、第709条)

### 枝を切るのに勝手に隣地に入っているの？

越境した枝を切り取るのに必要な範囲で、隣地を使用することができます(改正後民法 209条)

### 相談先は？

越境した枝の切取りを考えられた場合には、事前に弁護士や司法書士等へご相談ください。

### 市が実施する法律相談等の予約方法は？

区役所での法律相談等 <https://www.city.saitama.jp/001/012/004/p001597.html>  
緑区役所 暮らし応援室 電話番号:048-712-1137(直通)

右のQRコードから、さいたま市が実施している市民相談に関する情報が閲覧できます。



## かみさかたつあき 市民相談 受付中!

暮らしの中でのお困りごとなど、市民相談をお受けしています。  
お名前・ご住所・ご連絡先など送っていただければ、こちらから折り返しご連絡させていただきます。お気軽にご相談ください。  
e-mail: [kamisaka@cb3.so-net.ne.jp](mailto:kamisaka@cb3.so-net.ne.jp)  
FAX : 048-875-6766